

監査結果に係る措置通知書

企画市民局

(20 年度)

監査結果
(指摘事項)

改善措置

7 出資団体決算の開示
(3) 決算開示上の不備
地方公共団体の首長は出資比率 50%以上
の出資団体について、議会への経営状況
報告義務（地方自治法第 243 条の 3 第 2
項）がある。当該経営状況の報告する様式
等について、地方自治法上の明確な規定は
ないが、法人類型に応じて会計基準が定め
る決算開示書類により報告が行われること
が合理的である。

法人類型に応じた決算開示書類は以下
のとおりである。

	公益法人
会計基準	公益法人会計基準
決算開示書類	貸借対照表 正味財産増減計算書 財産目録 キャッシュ・フロー計算書（注）

（注）大規模公益法人（資産合計が 100 億
円以上若しくは負債合計額 50 億円
以上または経常収益合計額が 10 億
円以上の公益法人）についてのみ作
成を要する（「公益法人会計基準の
運用指針について」7.）。

【監査の結果】

市では、出資団体の経営状況を報告する
様式等について明確な定めを設けていな
い。

法人類型に応じた会計基準によると、以
下の出資団体において決算開示上の不備
が生じている。

(財)仙台市スポーツ振興事業団

出資団体	開示上の不備の内容	根拠規定
(財)仙台市 スポーツ振 興事業団	キャッシ ュ・フロー 計算書	公益法人会 計基準注解 (注 1)

平成 20 年度決算についてキャッシュ・フ
ロー計算書を作成・開示させた。

監査結果に係る措置通知書

企画市民局

(20年度)

監査結果
(指摘事項)

改善措置

7 出資団体決算の開示
(3) 決算開示上の不備
地方公共団体の首長は出資比率 50%以上の出資団体について、議会への経営状況報告義務（地方自治法第 243 条の 3 第 2 項）がある。当該経営状況の報告する様式等について、地方自治法上の明確な規定はないが、法人類型に応じて会計基準が定める決算開示書類により報告が行われることが合理的である。

法人類型に応じた決算開示書類は以下のとおりである。

	公益法人
会計基準	公益法人会計基準
決算開示書類	貸借対照表 正味財産増減計算書 財産目録 キャッシュ・フロー計算書（注）

（注）大規模公益法人（資産合計が 100 億円以上若しくは負債合計額 50 億円以上または経常収益合計額が 10 億円以上の公益法人）についてのみ作成を要する（「公益法人会計基準の運用指針について」7.）。

【監査の結果】

市では、出資団体の経営状況を報告する様式等について明確な定めを設けていない。

法人類型に応じた会計基準によると、以下の出資団体において決算開示上の不備が生じている。

(財)仙台市市民文化事業団

出資団体	開示上の不備の内容	根拠規定
(財)仙台市市民文化事業団	キャッシュ・フロー計算書	公益法人会計基準注解（注1）

平成 20 年度決算についてキャッシュ・フロー計算書を作成・開示させた。

監査結果に係る措置通知書

健康福祉局

(20年度)

監査結果
(指摘事項)

改善措置

7 出資団体決算の開示
(3) 決算開示上の不備

地方公共団体の首長は出資比率 50%以上の出資団体について、議会への経営状況報告義務（地方自治法第 243 条の 3 第 2 項）がある。当該経営状況の報告する様式等について、地方自治法上の明確な規定はないが、法人類型に応じて会計基準が定められた決算開示書類により報告が行われることが合理的である。

法人類型に応じた決算開示書類は以下のとおりである。

	公益法人
会計基準	公益法人会計基準
決算開示書類	貸借対照表 正味財産増減計算書 財産目録 キャッシュ・フロー計算書（注）

（注）大規模公益法人（資産合計が 100 億円以上若しくは負債合計額 50 億円以上または経常収益合計額が 10 億円以上の公益法人）についてのみ作成を要する（「公益法人会計基準の運用指針について」7.）。

【監査の結果】

市では、出資団体の経営状況を報告する様式等について明確な定めを設けていない。

法人類型に応じた会計基準によると、以下の出資団体において決算開示上の不備が生じている。

(財)仙台市医療センター

出資団体	開示上の不備の内容	根拠規定
(財) 仙台市医療センター	キャッシュ・フロー計算書	公益法人会計基準注解（注1）
	重要な会計方針の注記（退職給付引当金に係る）	公益法人会計基準 第 4 1 (1)

平成 20 年度決算についてキャッシュ・フロー計算書を作成・開示させるとともに、重要な会計方針の注記、担保に供している資産の注記及び関連当事者との取引の注記を掲載・開示させた。

	る会計基準 変更時差異 の処理方法)		
	担保に供し ている資産 の注記	公益法人会 計基準 第 4 1(5)	
	関連当事者 との取引の 注記(当団体 銀行借入に 対する理事 の連帯保証)	公益法人会 計基準注解 (注14)	